

# 令和3年度（2021）中小企業等融資制度一覧

(令和4年3月1日現在)

※金利等融資条件は、経済状況などによって変わる事があります。

項目	制度	融資の種類	対象	資金用途※1	限度額	利率(%)	保証利率※2	融資期間	保証人	担保	
一般資金	金融本公政策	普通貸付	事業を営んでいる方	運転・設備	4,800万円	無担保の場合 2.07~2.75	—	運転5年以内(据置1年以内) (特に必要な場合は7年以内) 設備10年以内(据置2年以内)	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます		
		小規模事業者経営改善資金(マルケイ資金)	事業歴が1年以上、従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の中規模企業者で商工会議所の経営指導を6ヶ月前から受けている方		7,200万円						
	福岡県	① 小規模事業者振興資金	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者(宿泊業及び娯楽業の場合は20人以下)		2,000万円	1.22					
		小口零細企業保証型	事業を営んでいる方で、従業員が20人(宿泊業及び娯楽業、商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者当該申込を含め保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下の者 ※NPO法人は対象外		5,000万円 (設備資金は8,000万円以内)	1.4	0.25~1.62	運転7年以内(据置1年以内) 設備10年以内(据置2年以内)	不要	不要	
	福岡市	② 小口事業資金※3	小規模企業者	運転・設備	※4 2,000万円	1.3	0.33~1.72			必要に応じて 原則として不要	
		③ 商工業振興資金	中小企業者等		1億円	1.5 1.7	0.36~1.66	5年以内(据置1年以内) 5年超10年以内(据置2年以内)			
		短期運転資金	中小企業者等	運転	3,000万円	1.4	—				
	福岡県	④ 短期運転資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む者で、次のいずれかに該当するもの	運転	3,000万円	1.4	0.25~1.67	1年以内	原則として、法人は代表者のみ個人は不要	必要に応じて	
		⑤ 長期経営安定資金	1 中小企業者 2 共同事業を行う組合 3 中小企業者である組合員に転貸する組合	運転・設備	1億円	1.5	0.25~1.77	5年以内 運転1.8/設備1.6			
事業を始める方	日本政策金融公庫	新規開業資金	新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転・設備	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	無担保の場合 2.07~2.75 (基準金利の場合) 担保付の場合 1.07~2.35 (基準金利の場合)	—	運転7年以内(据置2年以内) 設備20年以内(据置2年以内)	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	原則不要 (法人のお客様がご希望される場合は、代表者(※)が連帯保証人となることも可能ですが、その場合は利率が0.1%低減されます)	
		保証人特例(新創業融資制度)	次のすべての要件に該当する方 1. 対象者の要件 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方(注1) 2. 自己資金の要件 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(事業に使用される予定の資金をいいます。)を確認できる方 ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」等に該当する場合は、本要件を満たすものとします(注2)。 (注1)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限りません。 なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。 (注2)事業に使用される予定のない資金は、本要件における自己資金には含まれません。		3,000万円 (うち運転資金は1,500万円)	2.41~2.80 (基準利率の場合)					
	中小企業	中小企業経営力強化資金	次の1または2に該当する方 1. 次のすべてに該当する方 (1) 経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む)を行おうとする方 (2) 自ら事業計画の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方 2. 次のすべてに該当する方 (1) 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用している方または適用する予定である方 (2) 事業計画書を策定する方	運転・設備	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	無担保の場合 2.07~2.75 担保付の場合 1.07~2.35	—	運転7年以内(据置2年以内) (特に必要な場合は7年以内) 設備20年以内(据置2年以内)	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	原則不要 (※)実質的な経営者である方や共同経営者である方を含みます。	
		新規創業資金	次のいずれかに該当する者で、別表3に掲げる規模で特定事業を営むもの。 ただし、家族従業員については、(4)に該当する場合、(5)に該当し同業種を営む場合にあっては、対象外とする。 (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに県内で創業しようとする具体的な計画を有するもの又は創業した日から1年を経過していないもの (2) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに県内で会社を設立して創業しようとする具体的な計画を有するもの又は創業した日から1年を経過していないもの (3) 県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに県内で中小企業者である会社を設立して創業しようとする具体的な計画を有するもの又は創業した日から1年を経過していないもの (4) 勤務した企業と同一の業種の事業を新たに開始しようとする者(創業する目的で退職し1年を経過していない者を含む)及び創業後1年以内の者で、次のいずれかに該当するもの ・同一企業に継続して3年以上勤務したもの ・同一業種の勤務歴が通算して5年以上のもの (5) 特許法(昭和34年法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく登録を受けた者、又は法律に基づく資格を有する者で、その技術や資格を生かすため新たに事業を開始しようとするもの、又は創業後1年以内のもの (6) 開業予定期点で満55歳以上であって、(1)若しくは(2)に該当するもの又は開業日時点でのその代表者が満55歳以上であって、(8)に該当するもの (7) (1)若しくは(2)に該当するものであって、認定特定創業支援等事業による支援を受けたもの(この場合、(1)の「1か月以内」及び(2)の「2か月以内」は「6か月以内」とする。)又は(3)に該当するものであって、現に事業を営む会社の役員で新たに設立される会社において発起人から引き継いで役員となった者に認定特定創業支援等事業による支援を受けた者がいるもの (8) NPO法人であって、創業した日から1年を経過していないもの	運転・設備	(1)~(5)、(7)、(8) 2,000万円以内 (6) 1,000万円以内 ・(1)、(2)で創業前にについては、原則自己資金の範囲内 ・(1)、(2)で創業後、(3)及び(8)については、資産から負債を差し引いた額に今後必要とする事業資金を加算した額を限度とする ・(4)、(5)については、必要資金(土地の取得費を除く)の2/3以内とする	(1)~(5)、(8) 1.3% (6)、(7) 1.2%	0 ※12	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	原則として 法人は代表者のみ個人は不要	不要	
	福岡市	分社化資金	県内の会社であって、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方(新会社で事業を開始してから5年未満の方を含む)	運転・設備	3,500万円	1.3	0.81	10年以内(据置2年以内)	原則として 法人は代表者のみ個人は不要	不要	
		スタートアップ資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 事業を営んでいない方であって、市内で新たに事業を開始される方 イ. 事業開始後2年を経過していない方で、それまで事業を営んでいなかった方		3,500万円 (創業前は2,000万円)						
		女性スタートアップ資金※7	スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、女性である方※6		1.2						
		「福岡100」スタートアップ資金※7	スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、50歳以上である方※6		1.3						
		成長支援資金	事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始した日、または新たに会社を設立した日から2年を経過し、5年未満の方		0.5						

区分	中小企業者		小規模企業者	
	資本金 以下	従業員 以下	従業員 以下	従業員 以下
製造業・運輸業 建設業・不動産業 等	3億円	300人	20人	
卸売業	1億円	100人		
サービス業	5,000万円	100人		5人
小売業	5,000万円	50人		

※中小企業とは、資本金か従業員のうち、どちらか一方の条件を満たしている企業です。  
※個人企業の従業員数は、経営者及び経営者と生活を共にする専従者を除きます。

※政令で定められた特例兼種(ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業、宿泊業、娯楽業)及び特定非営利活動法人については、左記の定義と異なりますので、詳しくは経営支援課までお問い合わせ下さい。

(中小企業信用保険法第2条)

項目	制度	融資の種類	対象	資金使途	限度額	利率(%)	保証利率	融資期間	保証人	担保	
事業拡大等を行いう方	福岡県	経営革新支援資金	A 県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等であって、次のいずれかに該当するもの。 (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、又はその事業の一部又は全部を廃止して異業種の事業を開始するもの (2) 現に営んでいる事業を継続しながら、新商品等の研究開発を行うもの (3) 中小企業等経営強化法に基づき知事の承認を受けた経営革新計画を実施しようとするもの(改正前の「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく承認企業を含む。) (4) フクオカ・チャーマーケットにおいて、プレゼンテーションを行ったもの (5) ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの導入を図るもの B 現に事業を営む会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、異業種の事業を営むため、新たに設立した県内に事業所を有する中小企業者である会社であって、設立後1年未満のもの C 県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等であって、1年内に常用雇用者を新たに1人以上雇用する計画を有するもの D 福岡県中小企業技術・経営力評価制度を利用したもの E 地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの F 福岡県中小企業生産性向上支援センターの支援を受けるもの	運転・設備	【A～C】1億円以内 【D】A～Cとは別に1億円以内ただし、E,Fとは合わせて1億円以内	1.4 A～C	0.25～1.62 A～E	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要		
				設備	【E】A～Cとは別に1億円以内ただし、D,Fとは合わせて1億円以内 【F】A～Cとは別に1億円以内、ただし、D,Eとは合わせて1億円以内	1.1 D～F	0.05～1.42 F	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて	
	福岡市	新事業開拓資金	成長や事業の拡大等に向けた取り組みを行う方で、下記のいずれかに該当する方 <sup>※8</sup> ●市の施策に関する要件 ア. 福岡市トライアル優良商品認定事業による認定を受けた方 イ. ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度による認定を受けた方 ウ. 生産性向上特別措置法に基づき、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた方など ●国の施策に関する要件 エ. 認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善、事業転換、多角化、事業拡大に向けた新たな投資、事業承継など、経営基盤の強化を目指した計画的な取り組みを行う方など ●事業承継に関する要件 オ. 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて、M&A等の事業承継を行う方など	運転・設備	2億8,000万円	1.1	5年以内(据置1年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて		
				運転・設備	5,000万円	1.3	0.33～0.81 運転5年超10年以内 設備5年超15年以内 (据置2年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて		
				運転・設備	5,000万円	1.4	0.33～1.56 10年以内(2年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて		
	福岡県	緊急経済対策資金	現在の事業を継続して市内で1年以上営んでいる方で、日本標準産業分類の小分類が異なる事業を新たに行うための資金が必要な方			0.25%～1.62% (但し「緊急特別融資枠」については、0%) (但し、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合1.75%以内となることがあります)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	ただし、法人については一定の場合微求しないことができる。 (但し、(1)のうち中小企業における経営の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ハ又は二に該当するもの及び(11)については微求しない。)	必要に応じて		
	福岡市	一般枠	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 最近3ヶ月の売上高または売上総利益率等が過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方 イ. 最近3ヶ月の主要な原材料の仕入単価が前年同期と比較して3%以上上昇している方 ウ. 取引先の倒産等により、債権回収が困難になった方など	運転・設備	1億円	1.3 0.4 0 0	0.23～1.3 10年以内(据置2年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて		
		特例枠	セーフティネット保証(1～8号)、危機関連保証の認定を受けた方	運転・設備	1億円	1.3	0.23～1.3 10年以内(据置2年以内)				
			セーフティネット保証4号の認定を受けた方(新型コロナウイルス感染症に起因するもの)※5								
		⑫ 経営力強化資金	危機関連保証の認定を受けた方(新型コロナウイルス感染症に起因するもの)※5								
			経営力強化保証の申込人資格要件に該当する方								
政策的資金	福岡市	⑬ 商工業振興資金 繼続型バックアップ資金	1期以上の決算(個人の場合は確定申告)を行っている方	運転	3,000万円※10	1.1	0.36～1.31 1年以内(一括返済)※11	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて		
	ワールドビジネス振興資金	⑭ 災害復旧特別資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 輸出入の決済資金が必要な方 イ. 海外支店等の開設資金が必要な方 ウ. 直接自らが取引を行った輸出入品の卸・小売を行うための資金が必要な方 エ. 海外向け製品・商品の開発・製造資金が必要な方 オ. 海外市場又は国内市場(海外製品や商品の販売)での市場開拓資金が必要な方	運転・設備	1億円	1 1.2 1.3	必要に応じて 保証に付する (付保の場合 0.23～1.3%) 1年以内(据置1年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて		
	福岡市	⑮ 環境・エネルギー対応資金	災害・風水害等の災害により、市内で損害を受けた方 激甚災害の指定・災害救助法の適用を受けた災害等により市内で損害を受けた方	運転・設備	5,000万円	1.3 0.9	0.23～1.3 10年以内(据置2年以内)				
	⑯ 設備対応資金	⑰ 共同事業資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 事業活動に必要な設備を導入される方 イ. 市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等を移転または新設する方	設備	2億8,000万円	1.3 1.5	0.33～1.56 10年以内(据置2年以内) 10年超15年以内(据置2年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて		
	福岡市	⑪ 指定高度化資金	県の高度化資金の貸付対象となった協同組合等	設備	事業費から県の貸付を差引いた残額の2/3	1.3 1.5	必要に応じて 保証に付する (付保の場合 0.45～1.9%) 10年以内(据置3年以内)	原則として 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて		
	⑫ 準指定高度化資金	県の高度化資金の貸付を受けないで高度化事業を行う共同組合等	2億円	1.3 1.5	0.45～1.9% 10年超20年以内(据置3年以内)	原則として 代表理事	必要に応じて	必要に応じて			

(※1) 設備資金については原則市内に設置するものに限りますが、②、③、⑫、⑯については市外の設備資金での申込みも可能です。ただし、市内から市外へ移転するための資金を除きます。  
(※2) 保証料率は経営状況等に応じて適用されます。なお、信用保証協会の保証料率は1.90%以下(責任共有外保証料率は2.20%以下)ですが、市が一部負担することにより、借受者の負担を軽減しています。

(※3) / (表面の「信用保証料について」をご覧ください。) 別途、有担保による保証などで保証料率が割引される場合があります。詳しくは県信用保証協会へのお問い合わせください。

(※4) 小口事業資金は、既存の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証が対象となります。

(※5) 国が指定する期間に限ります。

(※6) 経営力強化資金は、保証付の既往借入金を借り換える場合、融資期間は10年以内(うち据置:1年以内)となります。

(※7) 個人の場合は事業主、法人代表者が女性又は50歳以上である場合が対象となります。

(※8) 対象となる施策等については、福岡市経営支援課にお尋ねください。

(※9) 1中小企業者1口限りの利用となります。また、既存の借入金(保証協会の既存の保証付融資、プロパー融資等)の借換には利用できません。

(※10) 直近決算(確定申告)の平均月商の2倍が3,000万円に満たない場合は、その平均月商の2倍が上限となります。

(※11) 2回までの更新(同額又は増額・減額)での借換により最長3年間の継続利用が可能です。ただし、更新は同一金融機関のみでの取扱となります。

なお、更新手続きは新規申込みと同様、審査が行われます。

(※12) 他の資金や、新規創業資金のうち保証料率「0%」が適用されたもの以外を借換する場合、1.01%以内(創業後で決算到来済の方は1.76%以内)となる場合があります。

#### 【福岡商工会議所 経営相談部】

●地域支援第一G(東区・博多区・南区担当) TEL 441-2161 / FAX 482-1523

●地域支援第二G(中央区・城南区・西区担当) TEL 441-2162 / FAX 482-1523